

「TOKYO パパ育業促進企業」の登録申請に関するQ & A

Q 1：登録申請できる企業として、都内で事業を営んでいる企業等とは具体的にどのような企業ですか。

A 1：本社又は営業所等の事業所が都内に営業実態があり、法人住民税を免除されていないことが必要です。個人事業主・大企業も含まれます。企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法別表第2の「公益法人等」、別表第3の「協同組合等」に該当するものも含まれます。

Q 2. 従業員規模としては、何人の従業員から登録は可能ですか。

A 2：都内に勤務する常用雇用する従業員2名以上、かつ6か月以上継続して雇用している従業員がいる事業所が登録できます。

Q 3. 男性の育児休業取得対象者数（過去2年間分）と男性の育児休業取得者数については、提出書類はありますか。

A 3. 誓約事項の記載をもって確認させていただきます。必ず、企業として過去2年間の会計年度における男性の育児休業取得対象者数、その対象者が申請日までに育児休業取得した人数を確認したうえで、記載してください。

Q 4. 登録の有効期間はどのくらいですか。

A 4. 登録決定日から起算し、2年に達する日の度末までが有効期間です。
例：令和5年9月1日に登録決定した場合、令和8年3月31日までが登録期間となります。

Q 5. 登録には、どのくらいの時間がかかりますか。

A 5. 申請から約1か月程度になります。

Q 6. 50%以上の「TOKYO パパ育業促進企業」に申請した後に、直ぐに75%以上の「TOKYO パパ育業促進企業」に申請はできるのでしょうか

A 6. 1年度に1企業1回の登録申請となります。同年度に1企業が2回の登録申請は出来ません。一方で、次年度に、1企業として、異なる「TOKYO パパ育業促進企業」を申請することはできます。

例：令和4年度に1企業として50%以上の「TOKYO パパ育業促進企業」を申請。
令和5年度に、同一企業として75%以上の「TOKYO パパ育業促進企業」申請は可能。

Q 7. 企業の所在地等の申請内容に変更があった場合には、どのようにすれば良いでしょうか。

A 7. 企業等の名称、所在地、代表者名、連絡先、メールアドレス、ホームページアドレスなどが変更になった場合は、速やかに事務局までメールにてお知らせください。

Q 8. 「育児休暇」の取得者も育児休業取得者数に含まれるのでしょうか。

A 8. 本制度における育児休業取得者とは、育児・介護休業法（以下「法律」という。）に基づき、子を養育するためにする休業を取得した者となります。そのため、法律に基づいた国の制度を活用することなく、企業等が独自で設定された育児の為に休暇を取得する休暇は対象外となります。

Q 9. 対象期間外に男性職員の配偶者が出産し、対象期間内にその男性職員が育児休業を取得した場合は、育児休業取得対象者に含まれるのでしょうか。

A 9. 対象期間（過去2会計年度）内に、配偶者が子どもを出産した男性職員が対象者となります。そのため、対象期間内に育児休業を取得した男性職員であっても、その配偶者の出産日が対象期間外である場合には、本制度の育児休業取得対象者には含まれません。

例）会計年度が4月1日～翌年3月31日までの場合、令和3年4月1日～令和5年3月31日までに配偶者が出産した男性従業員が対象。

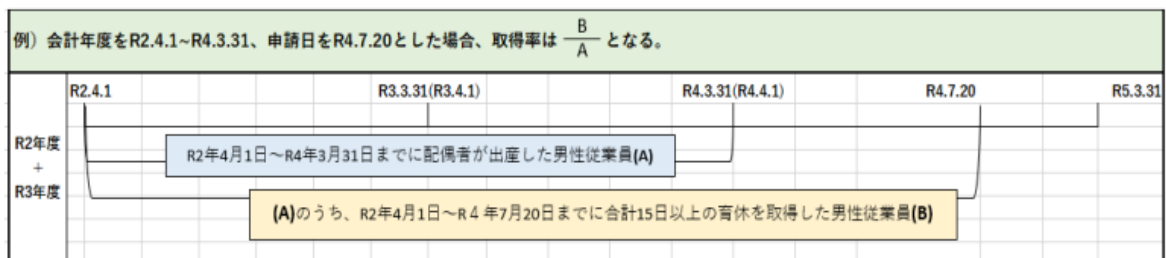
Q10. 何日以上育児休業を取得した場合、本制度の対象者として含めることが可能でしょうか。

A10. 育児休業取得対象者のうち、対象期間（過去2会計年度）の始期から申請日までに合計15日以上（出生時育児休業期間を除く）の育休を取得した男性従業員となります。

※下記の記載は令和4年度に申請する場合の例示です。令和5年度の登録申請については、1年度プラスした時系列に置き換えてお考え下さい。

例）対象期間（過去2会計年度）を令和2年4月1日から令和4年3月31日、申請日を令和4年7月20日とした場合、令和2年4月1日から令和4年7月20日までに、合計15日以上の育休を取得した男性従業員を取得者として含める。

【取得率の考え方（まとめ）】



Q11. 申請は、支店や営業所単位での申請も可能でしょうか。

A11. 申請は、企業単位のほか、支店や営業所単位での申請も可能です。ただし、毎年度、1企業等（支店や営業所単位での申請を含む）につき1回限りとなります。